

平成28年度第1回いじめ防止対策協議会（概要）

平成28年6月30日（木）15:00～17:00

文部科学省3階 3F1特別会議室

1 いじめ防止対策協議会の設置について（資料1）

新委員、事務局の紹介

座長：森田 洋司 委員 座長代理：新井 肇 委員の選出

2 資料2「いじめ防止対策推進法附則第2条に関する検討の進め方について（案）」について

3 いじめ防止対策推進法の施行状況についての協議

（事務局から説明）

資料3「いじめ防止対策推進法に基づく施策について」

資料4「いじめ防止対策推進法の施行の前後におけるいじめの状況等の変化」

資料5「いじめ防止対策推進法の施行状況に関するヒアリングについて」

（主な意見）

- いじめの認知については、学校もいじめを一生懸命認知しようと試みている。また、いじめをしっかりと把握することで、学校あるいは教員を評価していこうと文科省も通知を出しており非常に良いと思っている。今後は、何をもっていじめの「解消」とするかが非常に重要になると思う。
- いじめは「解消」で終わりではなく子供たちを教員組織で見守っていくことが非常に重要なポイントだと思う。また、保護者との関わりや発達に応じたいじめ事案への対応も重要であり、教員に対してどのように研修を進めていくかが課題である。
- いじめ防止対策推進法第14条第1項のいじめ問題対策連絡協議会や同条第3項の教育委員会の附属機関について市区町村の設置が進んでない状況が課題であると思われる。

4 いじめの定義の解釈についての協議

（事務局から説明）

資料6「『いじめ』の定義の解釈について（論点ペーパー）」

（主な意見）

- 配布された論点ペーパーの例示は、極端であり、現実的ではないと思う。平成28年3月に教員一人一人に配布した資料で十分ではないか。いじめの認知に関する文部科学省の考え方として認知件数が多いことは、目が行き届いている証拠であるという励ましの言葉があり、組織で認知し対処することが必要であり、組織でいじめの芽やいじめの兆候をしっかりと把握する重要性等が非常に分かりやすく示してある。
- 今、一番考えなければいけないことは、明らかにいじめであるものを見落としてしまっている点である。例示のようないじめの定義の細かい部分を学校に周知すると、先生方が一つ一つ細かいことを考えなければいけなくなってしまい、ますます分かりにくくなってしまいうように思う。もっと明らかないじめで、これはいじめとして対処しなければいけないということが分かる資料を配布すべきだと思う。
- いじめの背景にはいろいろなことが複雑に絡み合っている。それらをどうやって、一つ一つ指導したり、フォローしたり、支援をするかが学校の教員としていつも悩むところである。いじめの定義について徹底するという趣旨を伝えながらも、教員が実際の対

応で迷う点なども是非意識して資料を作成して欲しい。

- いじめには該当しないとしている事例については、いじめではないということは多分、判断しやすく、分かりやすい資料だと思うが、後々振り返って「もう少し注意深く見ておけば良かった」となる可能性も十分潜んでいるものであると思う。教員が「いじめでない」とすることで簡単に見過ごされる懸念がある。
- 教育現場では法的にいじめか否かではなく、何か問題があれば、それを解消するために日々、努力をしている。このような限界事例についていじめか否か判断することは、そもそも何のためにやっているのかという疑問がある。
- 学校現場の先生たちに事例を示した際に、一つの類型と捉え、これはいじめに当たらないから考えなくていいと解釈されてしまうことが非常に心配である。例示するならば、「いじめではないと捉える例」とともに「このような背景（人間関係）があればいじめと捉えていく必要がある」ということを併せて示す方が良いのではないか。